

中間貯蔵施設環境安全委員会（第5回）

平成28年9月1日（木）

○河津委員長 それでは定刻になりましたので、ただいまより中間貯蔵施設環境安全委員会、第5回目を開催させていただきます。

私は委員長をしております福島大学の河津と申します。よろしくお願いいたします。

開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。どうも改めまして委員の皆様、また関係者の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は第5回目になりますけれども、第4回目が28年、今年の3月28日ということで、既に半年ぐらいたってしまったわけですが、その間、中間貯蔵施設を取り巻く状況も変わってきております。今回もいろいろ議題について事務局との話をしながらこの時期になってしまったということで、半年ぐらいたちました。そういう意味で、ちょっと遅くなったことに対しては委員の皆様に変な申し訳なく思っています。

さて、状況を考えますと、この間、例えば学校からの土壌の中間貯蔵施設への輸送だとか、新たなことも言えると思います。また例えば今日の新聞によりますと、安倍首相が帰還困難区域についての制度、予算等について政府のほうに指示して、これは恐らくいろいろな場面で各議会の皆様、また町当局、そういったところへの協議がこれから始まっていくんだろうと思います。

本委員会につきましては、ご承知のように第三者といいますか、国、それからあとは県、双葉町、大熊町による協定の中で位置づけられております。これに関しては中間貯蔵施設の安全確保というような観点から、例えば輸送の問題や、あとは中に設置される施設の建設、さらには運営管理、こういったものについて環境保全の観点、それからまた安全確保の観点というところでの議論をこの中でやっていくわけですが、ぜひ皆様のご協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうを進めさせていただきたいと思っております。座って議事を進めさせていただきます。

初めに、まず年度の更新がございまして、新しいといいますか、代わられた委員がいるということでございますので、事務局のほうからご紹介と、併せて現在の出席状況についてご報告をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

それでは新たに委員に就任された方のご紹介をさせていただきたいと思っております。名簿の順からという形になりますので、ご了承いただければと思います。

まず初めに、福島県生活環境部次長、鈴木勉委員でございます。

次に、双葉町副町長、金田勇委員でございます。

次に、大熊町議会議員、千葉幸生委員でございます。

次に、双葉町郡山行政区長、福岡渉一委員でございます。

委員のご紹介につきましては、以上でございます。

本日の委員の出席でございますが、本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。本日は16名の委員全員にご出席いただいております。以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。続きまして資料の確認ですけれども、事務局のほうで確認お願いいたします。

○事務局 それでは、配付資料の確認でございます。まず最初にお手元に議事次第がございます。そしてめくっていただきますと委員名簿、さらにめくっていただきますと資料1から2、3という形でございます。ひとまとめになっておりますが、それぞれまとめてあります。最後に、県からの情報提供というペーパーが1枚あります。以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。特に資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは、議事のほうに進ませてもらいたしたいと思います。議題としまして、中間貯蔵施設に係る平成28年度の輸送の実施状況等についてということでございます。

資料1をご覧になっておわかりかと思えますけれども、前回のこの会議の中で委員のほうから、ぜひ最終処分場に至るまでの工程表について示してほしいというご意見がございまして、それについても資料を出されているということがあるものですから、まず資料1についてのご説明を環境省のほうからお願いいたします。

○山田補佐 環境省の中間貯蔵担当参事官室の山田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料1に基づきましてご説明させていただきます。申し訳ございませんが、座って説明させていただきます。

まず、資料1、中間貯蔵除去土壌等減容・再生利用技術開発戦略工程表についてということで、1枚めくっていただきまして、1ページからご説明いたします。

中間貯蔵される除去土壌等の県外最終処分についてということでございまして、JESCO法、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法、こちらに国は中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしており、県外最終処分に向けては8つのステップに沿って取り組みを進めるというふうにしております。その8つのステップにつきましては、右下の図でお示しをしておりますけれども、ステップ1からステップ8ま

で、国内外の研究・技術開発の動向把握というステップ1から始めまして、最終的なステップ8といたしまして最終処分の完了というところまでステップを踏んで進めていくというふうにしております。

この8つのステップを進めるにあたりまして、有識者会議、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会というものを設置いたしまして、この8つのステップのうち最初のステップ1からステップ4まで、こちらについて技術面からの検討を行いまして、28年4月に県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発、それから減容処理等の土壌等の再生利用の推進に係る中長期的な方針といたしまして、減容・再生利用技術開発戦略、それから工程表を取りまとめております。

続きまして2ページ目をご覧くださいければと思います。

先ほどご紹介した中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の概要でございます。こちらは今年の4月に取りまとめておりますけれども、上の四角囲みの中をご覧くださいればと思いますが、減容技術等の活用によりまして除去土壌等を処理して、再生利用の対象となる土壌の量を可能な限り増やして最終処分量の低減を図っていくということを記載しております。

2つ目でございます。減容・再生利用技術開発の目標、優先順位を明確にいたしまして、減容・再生利用を実施するための基盤技術の開発、こちらを今後10年程度で一通り完了させるということを書いてございます。

3つ目のポイントでございますが、安全性の確保を大前提といたしまして、安全・安心に対する全国的な理解の醸成を図りつつ、可能な分野から順次再生利用の実現を図る。こちらが3つ目でございます。

最後、4つ目のポイントでございますけれども、技術開発の進捗状況や再生利用の将来見込みを踏まえまして、最終処分場の構造、必要面積等について一定の選択肢を提示する。こちらを踏まえた戦略というものを作ってございます。

下に模式図というか図を記載してございますけれども、戦略といたしましては、一番左にございます4つの要素で構成されておまして、技術開発、それから実証という点、それから2つ目が最終処分の方向性の検討、3つ目が再生利用の推進、4つ目といたしまして全国的な理解の醸成、こういった要素で構成されてございます。それぞれ平成30年度に向けた中間目標というもの、それから平成36年度、今後10年程度というところがございますけれども、戦略目標というものを10年程度やるということで、それぞれ目標を掲げまして工程を管理し

ていくということを考えてございます。

一番上の技術開発の実証というところにおきましては、中間目標（平成30年度）までに分級処理技術の開発を全国的に行いまして実証を行っていくということ、それから30年度以降につきましては、分級以外の減容処理技術の実証を行っていくということを戦略目標（平成36年度）までの目標という形で設定しております。それ以降に再生利用の実事業に向けて移行していくということを考えてございます。こういった具体的なことを盛り込んだ工程表を作成してございます。

恐縮ですけれども、資料1の束の後ろに折り込んだ形でA3の紙がございましてけれども、こちらが工程表という形になってございます。先ほどご説明をしました要素ごとに、何年度までにどういったことをする、どういった取り組みを行っていくのかということ平成36年度、10年程度の戦略目標、それから平成30年度の中間目標というところを管理といたしまして設定をしておるものでございます。

元の資料に戻っていただきまして、ページをめくって3ページ目をご覧くださいと思います。

こちらは参考ということでございましてけれども、除去土壌等をどのように減容して再生利用していくのかということの原理を少しご紹介してございます。

今現在、我々として考えておりますのは、下の模式図、イメージにございます3つの処理方式があるのではないかと考えてございます。一番左側が分級処理、真ん中が化学処理、右側が熱処理という3つの方式によりまして、除去土壌からセシウムの量を低減させて再生利用につなげていければというふうに考えてございます。

一番左側の分級処理といいますのは、放射性セシウムは土の表面に付くという性質がございまして、その重量に比べて表面積の大きい細粒分、こういったところが単位重量当たり置き直しますとセシウムの濃度が高くなるということになりますので、粒子の大きさを分けると、粒子の大きなものについては濃度が低くなる、粒子の小さなものについては濃度が高くなるということになります。粒子の大きなものについては再生利用すると。それから粒子の小さなものについては最終処分または別の処理を、という考え方でできないかと考えております。この分級処理を中間年度（平成30年度）までに技術として確立していきたいというふうに考えてございます。

ほかに化学処理とか熱処理とか、そういったものも考えてございましてけれども、これはもう少し濃度の高い土壌を対象にできればというふうに考えてございます。化学処理につきまし

ては、溶媒に入れまして溶媒中にセシウムを溶かし込む。それから熱処理につきましては、熱をかけることによりましてセシウム分を揮発させて、それを排ガス用のフィルターで捕集をして濃度の高いものと低いものに分けると、そういった形で濃度の低いものを再生利用できればというふうに考えてございます。

続きまして、4ページ目でございます。除去土壌の再生利用の段階的な進め方ということでございます。平成28年度の検討を踏まえまして、先ほどご紹介した戦略を作成いたしましたけれども、今後それらを具体的に本格的な再生利用につなげていくために、本年度、それから来年度を中心として以下の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。一番大きなポイントは、関係者の理解、信頼、社会的重要性の醸成をしていくということだと考えてございますので、それに向けまして実証事業、モデル事業を実施していくということでもありますとか、啓発、対話、体験活動を実施していく。それから実際の再生利用に当たって留意点を取りまとめた手引きの作成をしていく。それから再生利用を促進していけるような方策、それから実施方針を検討していく。それから再生利用先を具体的に決めていくということを進めていきまして、再生利用を本格化していきたいというふうに考えております。

ページをまためくっていただければと思いますけれども、5ページ目でございます。

戦略を策定した後、再生利用に当たりまして、基本的な考え方というものを28年、今年の6月に取りまとめております。基本的な考え方といたしましては、除去土壌、これを適切な前処理、それから分級などの物理処理をした後に用途先の条件に適合するような品質調整をした後、再生資材、こちらは1kgあたり8,000ベクレル以下を原則として用途ごとに設定をしているものでございますけれども、こちらを一定の公共事業等に限定的に利用する。これで公的主体による管理を行う、こういった形で再生利用ができないかというふうに考えております。

次に、用途の限定ということでございますけれども、用途といたしましては、長期間にわたって人為的な形質変更が想定されない防潮堤、海岸防災林、道路、そういった盛土でありますとかその構造基盤の部材、それから廃棄物処分場の覆土材、こういったものに用途を限定するという事を考えております。

続きまして、公的主体による管理ということで、放射性物質汚染対処特措法に基づきまして基準を作っていくまして、環境省それから公的管理主体による管理を行っていくということ想定してございます。具体的にはというところで、追加被ばく線量が施工中に年間1ミリシーベルト以下になるよう、それから供用中におきましては利用者の方々の被ばく線量を年

間0.01ミリシーベルトを超えないように制限をします。そのために再生資材の濃度を限定するということであるとか覆土材の遮へいを行う、飛散・流出の防止を行う、記録の作成・保管、形質変更の管理を行う、こういったことを考えております。

続きまして、再生利用の進め方というところでございますけれども、再生利用本格化に向けた環境整備といたしまして、これらの考え方に基づいて実証事業、モデル事業などを行っていきまして、放射線に関する安全性の確認であるとか具体的な管理方法の検証、それから関係者の理解・信頼の醸成を行っていくということで、再生利用の本格化につなげていきたいと考えております。

次のページ、6ページ目でございます。再生資材化した除去土壌の公的管理の下での利用のイメージということでございますけれども、想定する用途先といたしまして、先ほどご紹介したような防潮堤とか海岸防災林、こういったことも想定をしているんですけれども、これら用途先を公的管理がなされるものという部材に限定をしております。

管理の内容という右側でございますけれども、今回、再生資材というものを盛土の中に使っていくということで、当然一般の方の被ばくを制限するために遮へいを行うことになるんですけれども、その遮へいの厚さにつきましては、被ばく線量を制限するための遮へいに加えまして、土木構造物として修復される目安、例えば法面崩壊が起こっても遮へいの厚さまで到達しないような余裕の厚さというものを加えまして、トータルとして覆土厚を確保していく、これによりまして供用時に0.01ミリシーベルト以下になるように施工していくということをイメージしております。

めくっていただきまして7ページ目でございます。

先ほどからご紹介している実証事業、モデル事業というところでございますけれども、最初に除去土壌の再生資材化とモデル的に活用するというを現在、南相馬市内の仮置場で実施を考えております。8月5日付で事業者選定のための公示をしております、今後9月下旬に事業者を選定して、10月から事業開始をしていくというスケジュールで今想定しております。

具体的にどういったことをするかということでございますけれども、仮置場に保管されている除去土壌をその仮置場の中で減容処理を行いまして、土木構造物の構造資材として活用する、そういったことを考えております。

下に実証試験のイメージがございまして、仮置場で保管されている除去土壌を受け入れヤードで受け入れまして、フレコンバックを破袋いたしまして、ごみ、有機物、金属等の

異物を取り除きまして、それから放射能濃度をコントロールした上で品質調整を行いまして盛土として利用します。そしてきちんとできるかどうか、それから除去土壌を取り扱うときの留意点等、こういったものをまとめることを目的とした実証試験をしたいというふうに考えております。

以降のページにつきましては参考ということになりますけれども、今回の再生利用と原子炉等規制法におきますクリアランスというものの比較がされておりますので、それについての考え方の違いを8ページ目にまとめてございます。端的に申し上げますと、今回、除去土壌の再生利用で想定しておりますのは、あくまで利用先を限定して遮へい等を行うことによって利用していくということ。それからクリアランスにつきましては、そういう覆土等、一切の制限はなく利用するという違いがあるのかなと考えてございます。

めくっていただきまして9ページ目でございます。

先ほど原則8,000ベクレル以下ということでご説明をしましたけれども、すべからく8,000ベクレル以下というわけではなくて、用途ごとに利用形態等も異なってまいりますので、その利用形態ごとにどういった濃度が再生利用可能であるかということを表に示したものでございます。

10ページ目でございますけれども、10ページ目は追加被ばく線量の目安ということで、今回の再生利用の中では作業中は年間1ミリシーベルト、それから供用中は周辺住民の方、利用者の方は年間0.01ミリシーベルト以下になるようにという形で追加被ばく線量を設定しておりますけれども、その他の放射線量との比較ということになってございます。資料1の説明は以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、今、環境省の資料の説明に対してご質問またはご意見等ございましたらお願いいたします。金田委員、お願いします。

○金田委員 双葉町の金田です。

資料で言うと2ページのところですか、最終処分を完了していくに当たっては減容・再生利用が不可欠だと思いますが、先ほどの説明の中で、工程表にもありましたが、分級処理のシステム技術開発の先行というところで、これが28年度から。要は現状がどうなっているのか説明願います。もう既に組み込んで何らかの動き出しをしているのか、その辺、詳しく教えていただければと思います。

○河津委員長 環境省、お願いいたします。

○山田補佐 今、ご質問いただいた分級処理技術の実証事業がどうなっているのかという点でございませぬけれども、現在、我々として実施をしておりますのは、7ページでご紹介した南相馬市での仮置場の事業ということになっております。これ以降の分級をやっていくという事業につきましては今現在まだ調整中ではございまして、何か実施をしているという段階ではございませぬ。調整がつき次第、実施をしたいと我々としては思っております。

○河津委員長 よろしいですか。ほかにご意見とかご質問。菅野委員、お願いします。

○菅野委員 中間貯蔵30年以内に福島県外で最終処分をとというような内容のことが書いてあるんですけども、確かに法制化してあると思うんですけども、実際に現実的にどうなのかなというのと、この議論に入る前に、実際に一番大事な用地交渉がいつ時点で終わるのか。目標ということはないんですけども、1、2年ではとてもとても、終わるような話をしていますけれども、全然進んでいないように見えるんですけども、一番最初のそこら辺のことをどういうふうにするのか。あと、30年間で本当に終わるのか。

それと、議論がちょっと先に進んでしまうのかもしれないですけども、本当に中間貯蔵で終わるのかという不安があるので、最初に最終処分場まで考えているというのであれば現時点でもう話を変えていかななくてはならないので、そこら辺、どういうふうにお考えなのか。

あと、4ページ、重箱の隅をつつくようで悪いんですけども、中間目標ってありますけれども、もう搬入は始まっているので、目標じゃなくて具体的なことをちゃんと出さないとまずいのかなと思うんですけども、目標という言葉を入れていいのかなということをお聞きします。

○河津委員長 今の質問等に対しまして環境省、よろしく申し上げます。

○西村参事官 環境省の西村でございます。

私、4月に異動になりましたので、今回初めて環境安全委員会に出席させていただいております。これまでの議事録も勉強させていただきまして、菅野委員のほうからは、今おっしゃいましたような30年後、県外最終処分ということになっているけれども、本当にそうなるのだろうか、中間貯蔵で済むのだろうか、最終処分にこの場がなるんじゃないかというようなご意見をこれまでもいただいてきたということについては承知をしております。

他方で政府といたしましては、23年、地震があった年に中間貯蔵施設ということで福島県、それから地元の方々をお願いをいたしまして、そういった形でご協力いただいております、中間貯蔵の受け入れに当たりましては法制化もさせていただいたところではございますので、30年後、県外最終処分、こういう前提で中間貯蔵事業を今後も進めさせていただきたいとい

うふうに考えております。

最初に用地についてご質問いただきました。おっしゃるとおり1,600ヘクタールという非常に広い面積でございますので、1年や2年で買えるのかというご質問に対しては、それはなかなか難しいですというふうに申し上げないといけない状況でございます。現状から申し上げますと、昨年1年間かけて今年の3月末までに22ヘクタールの用地が取得できまして、それでは遅いんじゃないかというご指摘をいただいておりますけれども、福島県、各方面にもご協力いただきまして110名体制を整えまして、今年の4、5、6月で大体23ヘクタール、昨年度1年分ぐらいに用地を取得することができました。また、先月7月は1カ月で33ヘクタールということで、8月も順調に取得を進めさせていただいております、ようやく軌道に乗りつつあるかというところでございますが、そうは言いましてもまだ先月末で78ヘクタールということで、全てということからするとまだ5%程度でございますので、今後より一層頑張っていくといけないというふうに考えております。

見通しにつきましては、今年の3月に今後5年間の見通しというものを当時の丸川大臣のほうから発表させていただいております、これはあくまで環境省サイドの見通しでございますけれども、今年度で140から370ヘクタールといった形で当面5年間の用地の取得の見通しを立てさせていただいております。それだけの見通しに沿ってできれば、それなりの搬入ができてくるのではないかとこのように考えておりますので、今後努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後のご質問については山田のほうからご説明させていただきます。

○山田補佐　ご質問いただいた「目標」という言葉が十分ではないのではないかというご質問でございますけれども、ご指摘のとおり例えば目標という形で技術開発を進めていきまして、実際実現できるかできないかというところと言いますと、技術開発というところは時間をかければできるという可能性は当然広がっていくわけなんですけれども、今回30年という年限が区切られておりますので、この30年度までで、例えば分級であれば、そこで技術開発できたところを前提として今後30年の計画を立てていくと。当然それを後ろ延ばしにして新たな技術を待つということではなく、その時点でその技術はこういうものだという前提のもとで今後対策を打っていくということを考えております。なので、30年があるという中で技術開発を長期間していくのではなくて、10年で区切って、その10年の時点でできる技術はその時点からやっていくと。技術、その先で開発されるものを当てにしないという考えのもので、年限を区切っていくというようなことでございます。

○河津委員長 菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 技術開発とかそういうのはわかりました。なるべくやってほしいと思います。

ただ、用地に関しては、誠意という言葉がよくわからないんですよね、環境省が言う。相手の条件を100%のんでくれとは言いません。ちゃんとある程度相手の身になって用地買収していただきたいなど。予算面でもそういう面でもちゃんとしたことをやらないと、後でひずみが出てくるし、じゃ中間貯蔵を進めたいですと言っても、用地が確保できなければできないんですよ。用地が確保できないのに工程表ばかり進むというのは、僕はおかしいと思うんで、用地買収のほうはなるべく、税制面とかそういう面はいろいろ出てきているでしょうし、値段面でもいろいろ出てきているので、それは含みを持って今後進めていただきたいと思います。というのは、用地がなければ何も進まないということを多分環境省さんはわかっていると思うんで、国に持ち帰ってでもいいんで、地権者の方々の意見を尊重して用地買収をやっていただきたいと希望します。

○河津委員長 ありがとうございます。引き続きましてご質問等ございますか。千葉委員。

○千葉委員 大熊町の千葉でございます。

除去土壌の再生利用とありますが、特に3ページ目に分級処理で砂やレキと分離するとありますが、再生利用として町外とか県内で使うのか、それとも砂とかレキは最終処分場の構造上に覆土するとか、砂なんかは遮水層とか透水層をつくるときに使うとかして、私が心配しているのは、中間貯蔵施設を造るためにまた新たに砂とかレキとか土を県外から購入して、県内を走らせてまた中間貯蔵施設に持ってくるということ自体が非常にナンセンスだと思うので、分級するというのであれば、土だとか砂は非常に復興事業が進むためになかなか手に入りづらいとか、工程の遅れなんかも他県でも出ているようですから、なるべくなら化学処理も分級処理もしていただいて、砂とかレキを中間貯蔵施設の構造体として使っていたらいいのかなと思いますけれども、そういった試算をされているかどうかをお伺いしたいんです。

○河津委員長 それでは、環境省のほう、お願いします。

○山田補佐 ただいまご指摘のとおり、中間貯蔵をする際にも中間覆土、最終覆土、それから排水層といったところに性質に応じた砂であるとかレキ、そういったものを使うということになります。具体的な試算というわけではございませんけれども、それが大量になるというのはご指摘のとおりでございますので、そういったものになるべく新材を使わないというのは費用の面からもそうだと我々も考えておりますので、どういう使い方ができるかというのは

今後ご相談させていただきながら考えていきたいと思っております。

○河津委員長 よろしいですか。他に。土屋委員、お願いします。

○土屋委員 関連してなんですが、分級処理する場合、今のところ、先ほど7ページで説明されて、大熊・双葉以外のところでやるようなニュアンスを聞きましたけれども、ここで高濃度土壌のレベルが、8ページに原子炉等規制法が出ていますけれども、これにかかるか、かかるか、その辺のところは試算されていますか。今は土壌でキログラムが大きいですから、レベルは低いでしょうけれども、こういうふうに分級するとレベルが高くなりますよね。もし高くなった場合に、実施をしているところに一時的に保管しておくのか、そうでなければ大熊町か双葉のほうに管理施設をつくらなければいけないんじゃないかと思うんで、その辺のところをどのように考えておられるかお聞きしたいんですが。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○山田補佐 7ページでご紹介した実証事業につきましては、今回の場合で言いますと、もともとこのあたりにある除去土壌が2,000ベクレル程度の濃度の低いものでございまして、こういった処理をいたしましてもそれほど濃度が上がらないかなと思っております。いずれにしてもこれは除去土壌ですので、最終的には今回あくまで実証試験ということでございまして、それはもう一度回収いたしまして、中間貯蔵施設に持っていくということを考えてございます。

今後の実証事業、それから減容とか分級をしていくということにつきましては、今回の検討は中間貯蔵をして、その後、将来的に分級などをして再生利用をしていくというのが基本的な形かなと思っておりますので、いずれにいたしましても一旦中間貯蔵をして、中間貯蔵施設内で大規模に分級をいたしまして、実際の再生利用先に持っていくという形を考えておりますので、中間貯蔵施設の中で分級で再生利用できるものは再生利用に持っていく、再生利用できないもの、濃度の高いものにつきましては当然30年という年限はありますけれども、その範囲内でもう一度中間貯蔵施設内の適切な場所で保管をするという形になろうかと思えます。そこから出てきた濃度の高いもの、分級によりましてより分けられた濃度の高いものにつきましては、例えばさらに再生利用に持っていくということであれば熱処理であるとか化学処理であるとか、そういったことをするのかしないのか、そういう別の方法で再生利用をするのであれば対応するというのを考えております。

○河津委員長 よろしいでしょうか。ほかにご質問は。

私から1点よろしいでしょうか。6ページ目で例えば防潮堤等に再生資材を使うということ

を言われていますけれども、昨今、非常に災害が多くて、防潮堤自体が流されるという状況が現にあるわけですけれども、そういった場合の評価といたしますか、これは想定はされているんですか。それとも、しっかりと評価しているかという点ですね。特に今の時期というのは災害についてはやはりあるという前提のものでやるというのが現状でしょうから、その点に関してご意見をお願いします。

○山田補佐 災害時の評価というのは実施をしております。しかしながら、前提といたしまして、例えば急斜面地につくらないとか、元々つくる時の地盤の状況であるとか、なるべくそういう災害が起こらない場所というのは大前提にあるかと思っておりますけれども、こういったご時世でございますので、事故は起こる可能性もあるということも踏まえまして評価はしております。評価をした結果といたしましても設定の範囲内におさまっているという結果でございます。

○河津委員長 例えばこういう説明の場でも、ぜひそういうことを加えていただければ、逆に安心するんじゃないかと思っておりますので、その辺は表示方法といたしますか、出す場合にぜひ考えていただきたい。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、議題は同じですけれども、次の資料の説明をお願いしたいと思います。資料2、あわせて3も一緒にのほうが恐らくいいと思っておりますので、資料2と資料3の説明をよろしく願いいたします。

○鈴木課長 調査設計課長の鈴木と申します。よろしく願いいたします。まず資料2のほうからご覧ください。輸送の実施状況等について、という資料でございます。

おめくりいただきまして、28年度を中心とした中間貯蔵施設の事業の方針、これは前回もお示しをさせていただいております。2番目の施設整備につきまして、本格施設と書いてありますが、受入・分別施設、土壌貯蔵施設、仮設焼却炉、こういったものの整備に着手するというのがポイントでございます。また、3番目の輸送のところ、今年度の輸送量として15万立方メートル程度ということで、これに対応する道路補修等の対策を実施して、段階的に輸送開始ということでお示しをしたところでございます。

その後、28年度が始まりまして何か月かたちまして、3ページ、次のスライドですけれども、3月に27年度のパイロット輸送ということで完了しまして、検証報告書というものを公表しております。その後、今年度の輸送を4月から始めております。その後、また後でもご説明させていただきますけれども、学校等からの輸送ということで7月に始まっているというの

が簡単な経緯でございます。

おめくりいただきまして、スライドの4でございますけれども、今申し上げましたが、28年度の輸送という上の四角の中ですけれども、基本的には昨年度と同様の方法、全数管理ですとか車両の運行管理、環境モニタリング等を行いまして、安全かつ確実な輸送を実施中というところでございます。

それから、下に学校等からの輸送ということで書いてございますけれども、今年度になってから大熊町・双葉町のご協力を得て町有地を活用した保管場への学校等からの除染土壌等の搬出を行うということで始めております。地上保管されているもので早期に搬出可能なものについてまずは着手しまして、準備が整った学校等から順次搬出を開始するというところで実施をしております。現在は大熊町の町有地を活用した保管場、また双葉町からは既存の保管場、今年度の双葉町の輸送枠7,000立方メートル相当分を提供いただいたため、これを活用して搬出を行っているところでございます。また、双葉町につきましては、町有地を活用した保管場への搬入について調整を進めていただいているというところでございます。

スライドの5でございます。輸送の実施状況でございますけれども、左側が28年度の輸送ということで、大熊工区、双葉工区、それぞれこれらの町から輸送を開始しております。9月上旬には福島市、また会津美里町といったところからの輸送を予定しています。

それから、右側の表は学校等からの輸送ということで、ここに書いてあるような市から輸送を開始しております。9月上旬に田村市、二本松市、桑折町の学校等からの輸送の開始を予定しております。

下の四角の枠ですけれども、今年度の輸送実績は30日までで20,010立方メートルという状況でございます。

今後、※（米印）のところですが、大熊・双葉、それぞれ各地域からの搬入ということで予定をしているところでございます。

おめくりいただきまして、スライドの6、輸送ルートと道路交通対策ということでございます。まず、28年度の輸送ルートということで、黒く太線で書いてある288号ですとか6号線を使って予定地内に入ってまいります。黒字のところ、①の前田橋とか②国道288号線といったところは既に道路交通対策として補修、補強、舗装、打換え、こういったものを実施済みでございます。赤字のところは現在実施中ということで、③番の高万迫取付1号線とか、④番は保管場整備に伴って使用する道路を順次、使用前に対策を行ってから輸送を行っていくということでございます。⑤が富沢橋ルートということで測量等を実施しているところでござ

います。

スライドの7でございますけれども、大熊町につきましても同じように太線になっているところが輸送路でございまして、黒字のところが既に実施済みということで、①の県道251号線災害復旧工事、②の町道東17号線、③も町道東17号線です。それから、赤字のところは実施中ということで県道252号線、県道391号線といったところ。それから青字につきましては調整段階ということでございますが、工事用道路ということで、町道西20号線から少し迂回していく道路につきまして調整がつき次第着手という状況でございます。

おめくりいただきまして、保管場の整備箇所でございます。保管場につきましても順次、用地が確保できたところに必要な量の保管場を整備していこうということで、現在整備中のところが双葉工区につきましては①というのが2つありますけれども、これで1.8ヘクタールの保管場ということで整備中でございます。②が0.8ヘクタール。それから下の「工」と書いてありますが、工業団地の敷地に隣接するところですが、整備中でございます。

続きまして、スライドの9の大熊町の大熊工区ですけれども、①というところで写真にございますように、ある一定の広い場所の用地が確保できましたので、保管場として整備をしているということ、あと251号線沿いの田んぼのところを整備中という状況でございます。順次、準備が整ったところから搬入を開始していきたいと考えております。

おめくりいただきまして、先ほど少しありました学校等からの輸送ということで、町有地を活用させていただいているということで、現在やっていますのは大熊町のふれあいパークおおくまの部分です。既存の舗装面とか平坦な土地を活用して保管場の整備を実施しているということで、整備した保管場に学校等の関係のものを保管するというので進めております。先ほど申し上げたようにいわき市の学校からの輸送とか、須賀川、郡山といったところから実施をしております。

スライド11以降につきましては毎回ご説明をしているものでありますけれども、まず、スライドの11は、輸送車両周辺の空間線量率の測定結果ということで結果をお示ししています。一番高いところで12から13のところでございますけれども、前回と同じ程度の傾向になっております。

おめくりいただきまして、12ですけれども、作業員の被ばく線量の状況であります。左側のグラフが作業員の累積被ばく線量の分布、これは4月から6月までの累積ということであります。一番高い方で、2～のところは13人おりますけれども、2.5というのが最大値ということで、1,009人のデータでございます。これにつきましてもガイドラインの5年間で100ミリ

シーベルトとなるラインよりずっと低いところがございます。右側のグラフが作業員の日被ばく線量の分布ということで、一番高いのが120~のところ、125というのが一番高かったんですが、ここにつきましても全体の線量からすると傾向としてはこれまでとほとんど同じ程度となっております。

スライドの13につきまして、保管場の環境モニタリング等の場所を示しております。

スライド14につきましては、ふれあいパークおおくまということで、新しく使用を始めたところにつきまして空間線量とか地下水測定の地点をお示ししております。

これらの空間線量、地下水の測定結果ということでスライドの15をご覧くださいと思います。傾向としてはこれまでと大きく変動はございませんけれども、少し上下ぎざぎざと上がったたり下がったりというのはありますが、これにつきましては降雨の影響ということで考えております。それ以外には大きな変動というのはございませんでした。一部、下側で水色のGとか緑色のB、このあたりで少し工事の進捗に伴う測定地点の移動ということで変動がございましたけれども、除染土壌等の搬入による影響というのは特にございませんでした。

また、地下水の放射性物質濃度につきましても、グラフはないんですが、一番下に文字で書いてありますけれども、全て検出下限値未満であることを確認しております。

おめくりいただきまして、予定地境界における大気中の放射性物質濃度の測定ということで、大熊町側が東大和久の交差点、双葉町側が陳場下の交差点で測定をしておりますが、大気中の浮遊じんの放射線濃度等、それから空間線量率でございます。スライドの17、空間線量率の測定結果につきましては、こちらも降雨の影響ということで見られておりますけれども、通常の変動の範囲内での推移であるということは確認しております。

それから、スライドの18、こちらは輸送路における放射線量率の測定地点でございます。その結果はスライドの19にあります。各地点でどうだったかということが地点ごとに書いてございますけれども、通過した輸送車両が②の高瀬のところであれば523台で、そのうち通過時に線量率の増加が観測されたものが98台ということで、追加の被ばく線量率は0.24マイクロシーベルト、追加の被ばく線量としては0.08マイクロシーベルトとなっております。これはこれまでの4月以降の走った台数でこの程度だったということですが、全体からすると輸送による追加の被ばく線量ということで1ミリシーベルト以下ということで出しておりますが、それに比べれば大変低い値、0.08という一番高い高瀬のところでもということで、数値的には追加被ばく線量が十分に小さいということを確認しております。

おめくりいただきまして、スライドの20でございます。これは道路のパトロールということ

で、ここからは前回にはなかった資料でございますけれども、中間貯蔵施設内ですね、これから中間貯蔵の関係の車両はもちろん増えて、輸送車両もそうですし、工事が始まってくれば工事車両、また除染や廃棄物関係の車両も通行しているということで、道路対策ということでこれまでも取り組んではきたんですけれども、なお一層、各事業の進捗を踏まえてパトロール体制を改めてしっかりと確立していくということで今回このような取り組みを始めております。道路パトロールの実施ということで、1番、道路巡回の実施、これにつきまして1日1回、施工業者による巡回、週1回は環境省自ら点検をすることにしています。

また、異常があれば第1報をきちんと町のほうに連絡をさせていただきまして、応急対応も含めてすぐには実施することは実施すると。例として、常温合材による穴埋めとかひび割れ箇所のカラーコーン等で囲う等の応急対策ということでやり始めておりまして、実際例として、次のスライドでございますが、8月9日に東17号線のパトロールで路面のひび割れ、段差を発見したということで、町に報告の上、同日中にすぐ補修をしたということで、このように迅速に対応できるように体制を敷いていきたいということで考えております。資料2につきましては以上です。

資料3も引き続きご説明をさせていただきます。資料3につきましては、4月以降に事業の中で発生した事案をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、おめぐりいただきまして、6月8日に双葉町の羽黒沢仮置場から国道288号線を走行中、路上にイノシシが飛び出しまして、それを避けようとしてまして輸送車両が道路の左側に少し寄ったところ、ミラーを電柱に接触してしまいました。下の写真、ちょっと見にくいんですが、ひびが少し入っているのがわかるかと思っております。一番大きなミラーにひびが入っています。電柱に損傷はなかったんですけれども、このような事案がありました。本来であればここで停止して安全確認等、一回状況をしっかりと確認するまで停止ということなんですが、連絡をしないまま運転手が走行可能と判断してそのまま保管場に行ってしまったという事案でございます。

発生要因としましては、イノシシがいれば一旦停止して周囲の安全を確認した上でまた運転開始とすべきであったこと、また緊急対応マニュアルにおいては、事故を起こしたら停止してJ Vに連絡して対応を仰ぐということだったんですが、それが徹底されていなかったということでございまして、再発防止策のところにあります。イノシシの関係は改めて注意を徹底するという、それから事故が発生した場合の対応の手順確認をしっかりとしていくということを知、緊急の教育の場面の写真がございまして、こういったことを改め

て行いました。スライドの3のところに、下に同様の事故の発生例、7月1日と書いてあるんですが、このときもまたイノシシと衝突したというのがあったんですけども、このときにはJ Vへの連絡が正しく行われて、事故の対応としては適切に行ったということでございます。

おめくりいただきまして、スライドの4でございます。7月30日に双葉町の町道工業団地線で作業をしていたときに、碎石の削り取り作業を行っていた工事車両がアームを上げたまま移動して、高さ6メートルの位置にあるN T Tの架空線を切断したと。写真が下にございますけれども、そのようにアームを上げたまま後進して架空線の切断をしてしまったという事例がございました。

まず、発生要因ですが、本来アームは折り畳んで動くべきだったんですけども、それをしなかったということと、架空線に気づかずに接触してしまった。さらに、オペレーターだけでなく周りに監視員をつけて、監視員が何かあれば注意喚起できるようにしておったんですけども、その監視員が別の作業の部分のカラーコーンの移動ということで、バックホウへの合図が適切にできなかったということでございました。

再発防止策としましては、高さ制限を確認するための簡易ゲートを設置して高さ制限を確認するといったこととか、現場内の注意が必要な架空線に認識のために表示をきちんと行うということ。移動時は、監視員がバックホウのアームが格納されていることを確認すること。また、移動時には監視員の合図を必ず確認すると、こういったことを改めて徹底したところでございます。写真は、参考に周知の状況ですとか注意喚起の設置例ということで、リボンをつけている例を表示しております。

おめくりいただきまして、運転手への教育・研修ということで、これまでもご報告をこの場でさせていただいておりますけれども、同様に進めておりまして、昨年度は11回、今年度も4回、輸送に係る研修ということで実施をしております。福島県警にもご協力をいただいて、交通安全対策等の講義を行うですとか、環境省の緊急マニュアルの周知、そういったものの訓練を実施するといったことをやっております。

スライドの7につきましても同様に教育・研修の例でございますけれども、積込場ごとに安全に関する周知会、勉強会を行うとか、輸送ルートの手前走行というのをきちっとやるということで、走る前に一回、空のダンプで走るといったことをやっております。それから、注意喚起の看板等の設置というものも引き続き実施をしているという状況でございます。

おめくりいただきまして、スライドの8ですが、輸送車両の表示につきましては、前回まで

もご説明をしておりました。実際、今年度に入ってからどのような表示でやっているかというものをご紹介します。環境省除染土壌等運搬車ということで、前方と後方それぞれ表示をして実施をしているところがございます。

スライドの9につきまして、除染土壌の輸送についてのチラシ、ポスターを県内外の高速道路のサービスエリアとかパーキングエリアに配置しまして、周知をしているといったことでございます。資料3の説明は以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは、資料2及び資料3につきましてご質問、ご意見。石田委員。

○石田（順）委員 まず、資料3からお伺いしたいんですけども、資料3の4ページ目、先ほど発生要因のところ、監視員の話が真ん中に出てくるんですけども、作業を行うに当たって十分な要員がいたのかどうか。というのは、一人で何役もやっているがために本来やるべき業務が疎かになって、それでトラブルに至ったというような感じに思えるんですけども、その辺どうなのかということをお願ひします。

もう一つが資料2ですけども、15ページ、ここに保管場における空間線量や地下水放射性物質の測定結果というのがあって、工事の進捗に伴って測定地点が移動したというのがあるんですが、以前にもこの場で、測定地点が変わってしまって落差が出たようなことがあるんですけども、これも予定というか、事前にそういった位置の変更があることを思いつかなかったのか、あるいは工事を進捗する上でどうしても場所を変えざるを得なかったのか、その辺どうなのか。できるだけ同一地点で継続的に測るのが一番いいので、その辺がどうだったのか教えてください。

それから、もう1点ですけども、ちょっと待ってください。捜していますので、その間に今のお答えをお願いします。

○河津委員長 それでは、今のご質問に対してのご意見をお願いいたします。

○宇賀神所長 中間貯蔵施設浜通り事務所の宇賀神と申します。今日は遅参しまして大変恐縮でございます。申し訳ございませんでした。

1点目でございますが、資料3の4ページ目でございます。バックホウがアームを出したまま作業をして架空線を切ってしまったというところがございます。こういった初歩的なミスをしたことについては資料に書いてありますように再発防止ということをやらせていただいております。

ご質問のあった当時の状況でございます。当時の状況としましては、町道の舗装を取っ

るところでございます。人数が少なかったのではないか、あるいは兼務をしていたのではないかというご質問でございました。当時は、当該の工事に係る人間としましてはJVの職員が1人、それ以外に作業員7名ということで行ってございました。それぞれ役割が監視員始め分かれてございまして、委員ご指摘のように、兼務をしてそれで足りなかったということではないのかなということは感じてございます。

○河津委員長 2点目の件につきましては。

○亀井補佐 モニタリング担当しております亀井と申します。2点目のご質問についてお答えいたします。

資料2のスライド15についてですけれども、ご指摘のとおり本来的にはモニタリングの地点をなるべく移動せずに継続して同一地点で行うことが望ましいので、モニタリングの地点を設定する場合には基本的には保管が継続している期間、継続できるような場所ということで設定をしております。ただ、それをやっていく中でどうしても工事の進捗で移動せざるを得なくなったような場合もございまして、それが今回2回ございます。

1つは6月の大熊町Bというポイントですけれども、ここはもともと受け入れや詰め替えを行っていた場所ですけれども、保管場としてここを活用するという必要が生じたものですか、モニタリングポストを置いてある場所も含めて工事をしなければいけなくなりましたので、数十メートル移動させていただくことになったところでございます。

もう一つの大熊町Gというポイントも、スクリーニング場をこの場所に移動させる必要が生じたものですから、これも数十メートル移動させていただいたところでございます。

ただ、いずれも移動するに当たっては、注釈にも書いておりますけれども、従前の地点と移設先の地点の空間線量率を測定いたしまして、この緑色の大熊町Bのラインで言えば事前に測定をして、1マイクロシーベルトぐらい移設後のほうが低いということがわかっておりましたので、そこを確認した上で移設して、実際にそれぐらい差があるということを確認しております。

同様に、水色の大熊町Gのポイントについても、ここは逆に1マイクロぐらい高い場所に移動するというを事前に確認いたしまして、実際にモニタリングポストを移動した結果、それぐらいの上昇幅におさまって、その後安定をしているということでございまして、こうしたやむを得ない事例はなるべく生じないようにしたいと思いますけれども、生じた場合には、このように事前・事後でモニタリングの変動の幅が説明できるように確認をしながら進めていきたいと考えております。

○河津委員長 引き続きお願いします。

○石田（順）委員 お答えありがとうございます。この15ページの件については、また一定期間過ぎた場合に元の場所に戻すとかそういったことはあるのでしょうか。

○亀井補佐 いえ、そういったことは予定していません。基本的には現時点で見込める範囲においては継続をしていける地点を予定しております。

○石田（順）委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、もう1点質問ですけれども、資料2の4ページ、平成28年度の輸送の2行目のところに、昨年度と同様に全数管理とか運行管理等々をやって安全かつ確実な輸送を実施中とあるんですが、特にこの件については改良するとか変更するような事象は特になかったのでしょうか。

○亀井補佐 今のご質問についてでございます。昨年同様に輸送対象物の全数管理、運行管理、実施をしております。ただ、もちろん昨年度実施した結果を踏まえた改善というのは随時行っておりまして、例えば昨年度の中でも輸送路をちょっとずれてしまった場合については、それで警報が出てすぐ元のルートに戻れるようなとか、そういったシステムの改良はしながら進めてきたところですが、今年度もつい最近システムの更新を行っているところでございまして、3つほどポイントがあると思っておりますけれども、1つはこれから輸送量が増大してきますと、なるべく監視作業も円滑にやっていかなければいけませんので、昨年度、例えば1台1台輸送車両が発車する前に電話連絡とかをしていたようなところについて、基本的にはシステム上でチェックをして、問題がなければ自動で承認するようなシステム化をしたりとか、そういった輸送車両の増大にも対応できるような自動化の改善を行ったところでございます。

また、2つ目としましては、万一の輸送車両の事故が発生した場合に、より速やかに円滑に連絡ができるようにということで、それもシステム上の改良を行っておりまして、システム上から一目で事故車両とか輸送対象物がわかって、事故の状況も随時その中で更新をして関係機関にご確認いただけるような、そういった改良を行っております。

また、最後には、セキュリティ対策も従前から講じておりますけれども、そこをより一層やっということで、データセンターの複数化ですとかサーバの複数化、あるいは入力をするような操作者は専用の仮想専用線をつなぐとか、そういったセキュリティ対策などをより改善をしたということで、こういった改善を講じながら引き続き同様の全数管理、運行管理を行っているということでございます。

○石田（順）委員 ありがとうございます。

2番目の、事故の状況がわかるようにというお話があったんですが、もうちょっと具体的に、遠隔地において、現場の事故の状況をどういうふうな形で把握して、あとそれに対していろいろな指示とか何かを出せるようなシステムになっているのでしょうか。

○亀井補佐 まず、輸送車両が走っている場所というのは、リアルタイムでGPSで位置情報を送ってきておまして、監視センターのほうでもそれを随時確認しているという状況です。事故があった場合はもちろん現場から第1報が来て、どういう状況だという連絡が入るという前提ですけれども、入った情報をシステム上に速やかに監視センターでアップロードして、通常であれば輸送対象物、何が載っているかというのは車両から輸送カードという、内容物の情報に飛んで確認しているんですけれども、その事故情報そのものに何を積んでいるものという情報ですとか、事故の状況も随時入ってくるものですから、第1報、第2報ということで随時更新ができるようなシステムにしておまして、そういったものを警察ですとか消防、あるいは道路管理者といった関係機関の方に随時リアルタイムに見ていただけるようなシステムにしております。

○河津委員長 ありがとうございます。ほかにご質問等は。石田委員、どうぞ。

○石田（仁）委員 大熊町の石田です。今の関連なんですけれども、まず、資料2の14ページと15ページで大熊のGの地点が工事の移動により測定値が変動となっているんですけれども、上の図面の5のGというのはどこからどういうふうに。これは変更前の位置ですか、変更後の位置ですか。

○亀井補佐 こちらは変更後でございます。

○石田（仁）委員 変更前はどこですか。

○亀井補佐 変更前は、大熊5-5という日次測定のポイントがございますが、これの少し北東と申しますか、もう少し外側の場所でした。ただ、そちらにスクリーニング施設を移設することになったものですから。

○石田（仁）委員 ですから、移動したら、どこからどこに移動したかぐらいは表示してもらいたいというのが当然だと思うんですね。

○亀井補佐 失礼いたしました。

○石田（仁）委員 次に、3ページと5ページ、資料3ですが、運転手の教育とか周知の状況というのは教育の際の写真があるんですけれども、これは皆さん、口頭でだけなんですか。両方とも何の資料もないですね。5ページを見ますと、この人たちだけで作業をしたわけで

はないですね。5ページの周知の状況の写真をみてください。ですから、私が言いたいのは、こういう事故があったとかそういうことが完全に全体に周知されているかということなんです。資料も何もなしで、ただ口頭で言って、それがまたその下までちゃんと伝わるのかと。伝言ゲームで終わっちゃうんでないのかなと危惧するんですけども、環境省はきちんとそこに立ち会いして教育をしているんでしょうか。その辺についてお聞きしたいんですが。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○宇賀神所長 環境省が立ち会うかどうかというところでございますが、現在のところ周知の会議に環境省が立ち会うことはしておりません。こういった報告を受けまして実施をしているというのを認識しております。

それとあと、他の作業員、あるいは他のJVへの展開でございますが、例えば5ページにあるような周知の状況、確かに関係する者に限られている部分、あるいは日程的なことがありますので、こういった少人数でJVの責任者が説明すると。そのときに口頭という場合もございますし、資料を使ってということもあると聞いてございます。こういったものについては、この会議、日中のように見えますが、例えば次の日の朝の会議、そういったものは各JVの全部署でやりますので、そういったところで展開しているというふうに聞いております。

また、別のJVが起こされた問題についても、JV間の会議がございますので、そういった場所を通じて展開するという事はやっております。

○石田（仁）委員 ありがとうございます。私が危惧するのは、図面とか具体的にイメージできるとか、そういうふうな資料なしでこういうことを言っても頭の中に入っていないんじゃないのかなと。ですから、下のほうまでちゃんと教えていかないと、という気があるものですから、きちんとその辺は確認されたほうがいいと思うんです。一応要望です。

○河津委員長 よろしいでしょうか。菅野委員。

○菅野委員 1つ目は、資料2の5ページの9月上旬に学校等により輸送を始めるという話なんですけれども、うちの双葉町には夏休み中に学校施設の土壌を運びたいということで自民党から要望があつて始まったものだと思うんですけども、環境省さんのパイロット搬入で、なぜ子供たちのことを一番に考えて、一昨年かな、始まった時からそういうところを優先にやらなかったのか。これは新聞報道等でいろいろなことがありますけれども、これは環境省・県の責任だと私は思います。子供を守るのは大人の当たり前の話で、それもできずに、今頃になって言ったこともやっていない。これに関してお答えください。

もう一つは、事故、多分これイノシシじゃなくてイノブタだと思うんですね、イノシシは今いないという話をよく聞いていますので。自然の動物に、横断歩道を渡ってくれと言ったって渡ってくれっこないし、ボタンも押してくれっこないですよ。これをここまでやってしまったら、逆に言えば作業員の人、一生懸命やっている人にトカゲのしっぽ切りとかそういうことはしてもらいたくないし、どうしようもない事情をこういう事例に挙げるのはどうかなど私は思うんですよ。人間対人間で、今、双葉町の状況というのは、人がいないことによって、サルまでは出ていないと思いますけれども、イノシシ、ウシとか、僕たちも非常に見えています。見ている中で、動物に関わるものに関してこれで責めてしまっただけでは、誰も仕事ができなくなっちゃうんじゃないのかなと思うんですよ。見張りをつけろと言ったって、見張りつけれるわけじゃない、何しないという部分があるんで、そこら辺は、騒いでいいものと悪いものを考慮していただきたいなと私は思います。

○河津委員長 お願いします。

○鈴木課長 ご意見ありがとうございます。イノシシの件、確かに偶発的に動物が出てきて、それをどうこうということはないと思うんですけれども、今回、異常があったときの手順というか、対応についても少し抜かりがあったので、そういったことはきちっとやっていきたいということで考えております。

それから、学校からの搬出のところでございます。昨年度なぜ学校からというところのご質問だったと思うんですけれども、どこから搬出するかというところにつきましては、各市町村の事情がさまざまです。やっぱりすぐに出せるようなところもあれば、学校の関係で例えば地下に埋設されていてなかなか出すような状況じゃないところもあるものですから、どこから出すのかというのは各市町村とよく相談して決めてきた結果にはなっております。

ただ、今回、町有地のご提供ということでご協力をいただいたということでございますので、改めて学校等からの搬出の状況について、できるところ、できないところ、今でも全てができるばかりではないようなんですけれども、できるところにつきましては市町村のほうの状況をよく聞いて、なるべくご提供いただいた部分を有効に活用できるように、今どのぐらい出せるのかというところの調査もしながら進めている状況でございます。

○河津委員長 菅野委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

○菅野委員 言い訳にしか聞こえないんですよ。結局は6月ぐらいにこの話が出てきて、いかにも双葉町、大熊町が悪いんだよという、入れないのが悪いんだよじゃなくて、あなたたちの話し合いね、環境省は何やっているんですか、県は何やっているんですか。

国の宝は何ですか。県の宝は何ですか。将来支えてもらう子供じゃないですか。各市町村等に、国と連携して、文部科学省等とも連携してやっていることが、言っていることが矛盾しているんですよ。そんな出せないところもあるんだったら、何で6月ごろ言ってくるんですかと。提供してもらえると行って、そこに食いついて、環境省はただ言っているだけじゃないですか。違うでしょうと。あなたたちが市町村と話し合っているというんだったら、提案もできるわけですよ。だって教育委員会は各町あるわけですよ。そういうところから話をしてやらなくてはならないけれども、完全なあなたたちのミスなんですよ。ミスも認めない、頭も下げないのでは、だからいろいろな用地交渉もみんな頭を下げないから進まないんじゃないですかと言われるようになってしまったら、双葉町の双葉高校からパイロット搬入していたのをとめて、双葉町はどうぞそっちのほう入れてくださいと言ったはずですよ。やっていないじゃないですか、これ。やっていないし、パイロット搬入でまだ用地が空いているにもかかわらず町有地を提供してくれと言うこと自体が、あるにも関わらずやったんですよ、あなたたちは。要は、入れる場所があるのにもかかわらず、ほかにも出せとやったということは、自分たちでどういうふうに考えているのかなと思うんですよ。環境省の考え方をお聞きしたいんですよ。それで9月に入れますよと。夏休み中と書いてあったらこんなになっちゃって、これはやつつけ仕事というんですよ。だから、そこら辺はどういうふうに考えているんですかと私たちは言いましたよね、環境省さんが来たときに。パイロット搬入の用地があるにもかかわらず、何でここが必要なんですかという話もしました。そして、夏休み中という話が今度夏休み中じゃなくて、9月ってまだ夏休みなんですか。福島県のほとんどの幼小中学校は、もう学校始まっていますよ。だから今後、万が一そういうことがあるのであれば、僕は環境省さんに答えてほしいのは、福島県の子供たちを守るために子供たちの施設等を最優先にやりますよと言っていたら僕は今よかったです。だからそういう考えで同じ委員で福島県さんもいますけれども、福島県と環境省さんはそういうふうに進めていっていただけなのか、お答えください。

○河津委員長 環境省、よろしいですか。

○西村参事官 ご指摘ありがとうございます。菅野委員のほうからお話しありましたとおり、今年の5月末だったと思いますけれども、自民党の復興加速化本部の額賀本部長と自民党の福島県連の吉田先生のほうからそういうご提案が大熊町さんと双葉町さんへありまして、結果として両町に多大なご協力をいただきまして、町有地の活用をお認めいただいているという状況でございます。

今、最後に菅野委員がおっしゃいましたように、今後こういうことがあったらということがございました。確かに先ほど鈴木の方から申し上げましたとおり、昨年度、それから今年度の輸送をするに当たりましては、輸送の計画、どのようなものにするかということ福島県に全面的に協力をいただきまして、各市町村と相談をした結果、国・県の方から、ここをまず掘ってくださいという形ではなくて、各市町村のご希望を尊重してやるということにしたわけでございますが、今回ご指摘のようなことになりましたので、来年度の輸送を検討するに当たりましては、そのあたりは十分に踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

○河津委員長 それでは、県の方でご意見ありましたらお願いします。

○鈴木委員 県の方から。

今年度の搬出についての決定の仕方は、参事官が今お話しいただいたとおり、私どもと一緒に市町村と調整させていただきました。また、今後についての考えについてもおっしゃったとおりであります。特に菅野委員おっしゃった県側あるいは国側からこういうふうな搬出をまず優先してはどうかという提案もできたらと。まさにそのお言葉をよく胸にとどめて、これからも搬出は続きますので、その時々課題があらうかと思えます。それを本当に受け入れていただいた両町、あるいは搬出元の市町村の不利になるようなことでなくて、よりよい形の輸送、搬出が行われるように、その都度の課題に対してしっかりと向き合って提案などもさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○河津委員長 今の件はそれでよろしいですか。はい。

○菅野委員 回りくどく言ってほしくないです。そういうのを最優先にやると言ってほしいんですよね。やっぱり子供は大事ですよ。県もそうですけれども、国に対しても子供が大事ですよ。皆さんもお子さんいると思うので、僕たちは大人なんだから、できない子供たちのことをちゃんと頭に入れてこういう計画をやっていっていただきたいと要望いたしますので、よろしくお願ひします。

○河津委員長 それでは、次の質問等、高萩委員、どうぞ。

○高萩委員 双葉町の高萩です。

資料2の6ページですが、前からうちのほうでお願いしておりました前田橋の補強は無事終わられて、ありがとうございました。私も一時立入のときに実際現場を見てきましたので、かなり頑丈にやっていただいてありがとうございます。

引き続きで申し訳ないんですけれども、③の高万迫の取付、これは随時やっていただい

と思うんですけれども、富沢橋の⑤のほうは測量も始めているということで、期間はなかなか難しい、用地交渉とかもいろいろあると思うんですけれども、ぜひとも早目によろしくお願ひしたいということでございます。

あと、これはありがたいと思ったのは20ページなんですけれども、道路パトロール、これは非常にいい試みだと私は思っています、逆にお礼を言いたいくらいの話なんです。うちのほうからも道路が危ないとかいろいろ話をさせていただいたんですが、本格輸送とかパイロット輸送の延長でこちらはやっていますけれども、そういう意味でもパトロールをやっていただくのは非常にありがたい。いつから始まっているのかだけお聞かせ願ひたいんですけれども、いつから実施しているのか、それともこれから実施するのか、そこも含めて願ひします。

○河津委員長 環境省、よろしいですか。

○宇賀神所長 すみません、ちょっと手持ちの資料になくてざっくりで恐縮ですが、双葉町さんにつきましては8月22日の月曜日から始めております。大熊町さんのほうは先行してやってございますので、それより前、たしか7月……、すみません、わかり次第またご報告させていただきます。

○高萩委員 別に日にちはいいんですけれども、ごめんなさいね。こういういい取り組みを継続してやっていただいて本当に安全。先ほどもちょっと事故例とか資料でありましたけれども、引き続き安全に輸送をやっていただきたいと思います。お願ひとお礼も含めてでした。よろしくお願ひします。

○河津委員長 ありがとうございます。引き続き門馬委員お願ひします。

○門馬委員 大熊町の門馬と申します。

資料3の発生した事例と対応等についてということで先ほどから報告がありました。事故発生、そして検証、安全対策、危険予知訓練などの緊急教育、これを行っているのは概ねわかりました。ただ、事故があったから教育をやるのではなくて、やはり定期的を実施するというのが一番大切だというふうに私は思います。ですから、今後も継続した教育をぜひお願ひしたいと思います。

というのは、2日前に台風が気象庁観測以来初めて東北地方、岩手県のほうに上陸しております。その後、甚大な被害が出たとニュース等でかなり報告をしておりますが、インタビューを受ける方を聞きますと、今までこんな大雨は降らなかった、こんな土砂崩れはなかった、河川の増水はこんなになかった、半分言い訳的なことなんです。結局何を言いたいかとい

うと、想定を超える被害が予想されないということがテレビのモニターから聞こえてくるんです。つまり中間貯蔵施設、さらには仮置場、これらもある程度想定を超える大雨または地震等が発生した場合にこのような検証をした場合に、例えばこのような大雨が降ることは予想しなかったというような言い訳的なことが聞こえてくるんです。ですから、例えば台風であれば進路それから大きさ、ルート等もある程度予想がつくと思います。そのようなきちんとした対応が後手後手になっているのではないかなというふうに私はこの検証をすることによって思いました。ですから、その辺をきちんと今後煮詰めて、事故対応または自然界に対する対応が今後必要になってくるのではないかなというふうに私は思います。いかがでしょうか。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○鈴木課長 ご意見大変ありがとうございます。

最初冒頭に申し上げたように、今後、本格施設というか貯蔵施設の着工というか、そういうところに段階的には移ってきます。そういったところでも今委員ご指摘のありましたように、ある程度これまで過去何十年間ではこれぐらいだという値もあるんですけども、仮にそれを超えても大丈夫なのかどうか、そういったところも含めて設計の中ではちゃんと検討していきたいということで考えております。

○土居所長 補足的に申し上げますと、環境省の福島事務所におきましては、ご指摘いただきましたように除染、廃棄物、中間貯蔵、この3つの大きな事業をやっておりますが、それぞれに横断的に災害に関しましては雨、地震、こういったものに対して一定の基準をつくりまして、それが予想される場合については警戒の体制をとるよにということになっておりまして、今回の台風につきましても警戒体制をとるよにというのが事前に発令されまして、仮置場を初めとする現場の事前のチェック、これは例えば飛ばされたりするものがないかどうか、こういったチェックをするとともに、終わった後も即座に事故等がないのかということ現場から情報を吸い上げるという体制をとってございます。

ちなみに、今回の台風につきましては、直接的な被害は全てないという報告がすぐに上がってきたという状況でございます。もし必要でございましたら、そういった体制についても次回資料を提出させていただければと思っております。

○河津委員長 ありがとうございます。ほかに資料2で。千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 大熊町の千葉です。

ちょっとお伺いしたいのは、輸送ルートの一つである288号線で落石がありました。それで、

あれは国道ですけれども、県管轄で管理だとか維持がされていますが、国道の情報、パトロール情報と環境省さんでやられている双葉町・大熊町中間貯蔵施設のエリア内のパトロールと、もちろん気象庁とか県全体の話ともあるんですが、そこら辺はGPSで管理されている輸送ルートと、それから県で落石があった場合、落石の処置が不十分だとか、まだそこは補修する必要があるといった場合にルート変更をかける、そういうシステムはつくり上げられているのか。環境省さんだけで輸送ルートを考えられているのか、それとも落石事故があった場所が実際にはGPS上でここだというのをちゃんとプロットされているのか。そういうところもお教え願えないと、今度、雨が降ったりちょっとした地震があった後に輸送している最中に288号線で落石があったら、脇は野上川ですから、トラックが転倒したらそのまま川に全部汚染土壌が落ちてしまうという話もありますので、そこら辺はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○河津委員長 環境省さん、よろしいですか。

○五味室長 福島事務所で輸送その他を担当しております五味でございます。ご意見、ご質問ありがとうございます。

まず1点目は道路の状況でございますが、まさに今回のような災害があったとき等については、環境省の輸送ルートとして使う予定のある部分について被害がないのかという部分は、福島県さんからも情報をいただけるようにというお願いもしておりますし、当然私どもとしても福島県さんの、実際公表していただいていますので、土木部さんに、それとあと、それにたまに載らないものもあるかもしれないということもあって、管轄されている土木事務所さんにこの部分は大丈夫かといった部分を含めて問い合わせをして、先ほどご指摘いただいた288号であれば、多分今は解除されていると思いますが、しばらく片側交互通行で信号で制御されていたと聞いていますので、そういった状況も事業者にはお伝えをして、こういうことになっているというところで注意しながらやっていただきたいというようなお願いをしているところです。

昨年の例では、輸送ルートで、一部崩落している部分もあり、そういった部分についてはまさに県さんから情報をいただいて、復旧の見通しがどうなるのかとか、復旧された後に通れるのかといった部分、また環境省からは福島県さんに何とか輸送で使いたいので早く直していただきたいとか、そういった連携もして対応いただいた中でルートを安全に通れるという確認をした上で輸送をするということで今運用しているところでございます。

システム上、すぐにプロットできているかということ、そこについて今その機能はないのです

が、実際に運転手さんたちに事前のルートの教育をする際に、ハザードマップのようなものをJ Vさんでつくって教育していただくというような形ではやっていただいていますので、その部分がしっかりできているのかという確認も多分、今後やっていかないといけないと思っていますので、今いただいたご指摘も踏まえて、今後そういう自然災害も踏まえて、より安全に輸送できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○河津委員長 はい、どうぞ。

○千葉委員 私が気にしているのは、288号線の大熊町地内で、玉の湯トンネル付近から今回の崩落しているところは通常の携帯電話が繋がらないんですよ。多分そちらで追いかけているGPSは、衛星で追いかけているとポジションはわかりますけれども、その人たちの安否というのは、その人たちは全部GPS、衛星携帯を持たれているか貸与させているのかというのちょっとお伺いしたい。要は、ちょっとした揺れがありました、雨は降っていません、けれども前日に雨が降っていましたが、落石がありました、トラックに当たりましたとか、その人が怪我しましたといった情報は、携帯が不感の地域がありますので、トンネル内もそうなんです。これは問題だと思っているんですけども、要はそういうトラブルがあったときに連絡する術が、GPS携帯だとかそういうものをちゃんと持たせて移動させているのかということも、特に288号線のルートに関しては非常に危惧されるところがあるので、そこがどうなっているのかを教えてください。

○河津委員長 環境省、よろしいですか。お願いします。

○宇賀神所長 今ご質問ございました件ですが、まず輸送の始まる前、要は前日にそういった災害が起こったということにつきましては、先ほど五味のほうから申し上げたような情報収集をしてということになります。当日の状況につきましては、輸送が始まる前にJ Vの方にチェックをしていただくことで通行ができるかどうかというのをあらかじめ確認いたします。

輸送中ということになりますと、これはとても危険な状況になるとは思いますが、ご指摘のように不感地帯につきましては何かあった場合に連絡ができないということで、我々もその対応についてはあらかじめ衛星電話を積んだパトロールカーを走らせたり、あるいは輸送車両1台ではなくて2台、タンデムという形で連携して走行するというようなバックアップとか、そういった体制をとりながら、最低、連絡が通じるような、孤立しないような体制をとっているというのが現状でございます。

一方で不感地帯をなくすということも別途やっておりますので、そういったところが解消されれば現在のシステムの中で補足できるということになるとは思っております。

○河津委員長 よろしいですか。非常に重要な話だと思うんです。これからもかなり車両数が増えていくに当たって、その分リスクが増えていくわけですから、そういう意味では、今聞いていますとどうも受動的といいますか、環境省が逆にいろいろ問い合わせという話をしていますけれども、むしろそういう関係機関の中で集まりながら、当然 J E S C O なりが集中しているわけですから、そこに情報が集まるシステムというのは今後検討できないですか。

○宇賀神所長 今、委員長ご指摘のところでございますが、研修会とかでもそうなんです、警察、道路管理者、あと高速道路の N E X C O さん、そういったところとは随時情報交換をしていると。その関係で事故が起こったら、例えば高速道路で何か通行止めがありますということになりましたらファクスで入れていただくというシステムを確立しております。そういった情報を輸送統括管理センター、環境省と J E S C O が担当してございますが、そういったところに情報が入り、すぐそれを J V さんに流して運転手につながるというような対応を現在してございます。

○河津委員長 リアルタイムな情報というのはそういう意味で大事だと思いますので、そういう体制づくりもぜひ考えていただければと。

ほかにありますか。どうぞ、井戸川委員。

○井戸川委員 この議題からちょっと外れるかもしれませんが、中間貯蔵の関係で環境省さんをお願いしたいんですよ。ということは、この会議は数えてみると6カ月に1回とかそんなパターンでやっていますね。というよりも何を言いたいかというと、今、実際地権者との交渉というのが恐らく入っていると思うんですが、地権者が双葉さんは何件ありますよ、大熊さんは何件ですよという。これはもうデータでちゃんとわかっていると思いますから、それで今現在は幾つ幾つが大熊町は決まっていますよ。もしくは平米でも結構です。そういうふうなやり方で明るみに出してやると、新聞の一角のどこかにでも入れてもらおうと、あっ環境省も結構やっているなということではぱっとわかると思うんですよ。ということは、我々もよく一時帰宅ということで帰りますが、大熊は何件帰りました、双葉さんは何件、浪江さんは何件、いろいろそういうものが出るんですね、新聞に表が。ですから、そういうものにちょっと出してもらおうと、このぐらいの数が決まったのかということで、別に名前を出せというわけではございませんので、せめて何分の幾つとかそういう件数を出してもらおうと、皆さん方も一目瞭然、見てわかるんじゃないかなと私は思います。

ただ、今日も会議をやっているんですが、非常に悔しいのは、中間貯蔵が前向きにいかない、しかし上っ面で会議をどんどんやっているわけですよ。肝心な中間貯蔵が決まらない状

況で、こういうものと言ったらちょっと失礼に当たりますけれども、これを先走っているということ自体が私も非常に、早く何とかならないのかという、肝心なそこを私は起点として考えておりますので、そこら辺、分数でも結構でございますので、そういうやり方はいかがでしょうか。

○河津委員長 どうぞ、お願いします。

○西村参事官 ご意見ありがとうございます。最後の部分につきましては、おっしゃるとおり中間貯蔵が早く進むということが一番大切だと思っております。用地を全部入手できて、それで本格施設を造って、それから運ぶといったことができれば理想だとは思いますが、実際には、用地も買いながら、運び込みもやりながら、本格施設も造りながら、という形で、正直言って自転車操業のような形になっております。それでも少しでも県内の黒い袋を減らしていこうということで、現状そうなっておりますが、できるだけ早く、今おっしゃっていただいたような中間貯蔵がしっかり進んでいるという形にしていきたいと思っております。

前段のご提案につきましては、今は毎月1回、おっしゃったような公表をさせていただいております。全体で中間貯蔵予定地の地権者、登記のベースですと2,300名程度いらっしゃるんですが、そのうち1,600名の方々については連絡先がわかっておりまして、これで大体用地の面積の94%はカバーできております。この1,600人の方々のうち7月末時点で230人強の方につきましては契約をさせていただいているということでございまして、1,600を分母にとりますと15%ぐらいだなと思っておりますけれども、そんな形でございまして、面積のほうも、先ほど申し上げましたけれども、全体1,600ヘクタールのうち7月末時点で78ヘクタールということで、このように、毎月、面積と人数につきまして進捗状況の公表をさせていただいております。現状ではトータルの数字を出させていただいておりますが、大熊町・双葉町それぞれのデータは公表しておりませんが、本日委員からそういうご提案ありましたので、そういうことの是非につきまして両町の皆さんですとか関係者の方々とまた相談はしてみたいと思います。

○河津委員長 よろしいでしょうか。星委員どうぞ。

○星委員 県の星と申します。よろしく願いいたします。

私から1点ほどお願いしたいと思っておりますが、先ほど石田委員、あと門馬委員からもございましたけれども、職員の研修の関係についての徹底というか、その辺についてのご意見がございましたけれども、輸送においては安全・安心の確保が重要でございますので、その辺しっかり取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますので、1点私のほうで確

認なんですけれども、昨年度の輸送の検証を踏まえて研修の内容、あと門馬委員からございました回数とか、前回の委員会においてもその辺の見直しについての意見があったかと思えますけれども、資料3の6ページに、あくまでこれは運転手対象ではありますが、それ以外にも研修はされていると思うんですけれども、今年度、昨年度の輸送を踏まえて研修でどういのを直したとか回数を増やしたとかその辺の状況について教えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○河津委員長 環境省、お願いいたします。

○宇賀神所長 今ご質問のあった研修でございます。資料にもございますが、毎月1回程度、運転者を対象とした研修をやってございます。

去年から今年変えた部分ということでございますが、一つは、これまでは運転者さんを中心に研修をしていたところでございます。研修の内容は、座学だけではなくて、事故が発生した場合にどういった通報をするかという訓練、そういったシミュレーションもしながらやってきたところでございますが、今年度からは運転者さんに加えまして管理者さんのほうにも改めて講座を設けまして、そこでいろいろな輸送に係るケーススタディのこういったことが考えられるのではないかとか、そういった単純な一方通行の情報ではなくて、参加されたご自身がしっかり判断できるような一つの例を組み立てられるようなものを行っているというところでございます。それがこれまでの運転者研修の改良点、主な大きなところでございます。

それ以外にも、運転者さんだけではなくて、先ほど申し上げた道路管理者さんとの対応とか、あるいは内部の事故が起こったときに連絡が上がっていくところがございますので、我々現場のほうからこういった事故が起こったということに関係機関、あるいは上部機関、そういったところに情報として上げて、有事が起こった際に慌てないというような対応の訓練を実施しているところでございます。

○河津委員長 よろしいですか。

○星委員 ありがとうございます。1点だけすみません。運転者を対象ということでございますけれども、これはJVの方以外の下請、孫請というか、実際にやられる方まで含めてという理解でよろしいのでしょうか。

○宇賀神所長 はい。すみません、十分にご説明差し上げなくて恐縮でございます。

運転者と申し上げているのは、今回の輸送の事業にかかわる、実際にハンドルを握る方が対象でございますので、これまで輸送がされております全ての運転者さんは我々が主催する研

修会、これに出ることが前提になってございます。それ以外にも、ハンドルを握らない組織の上部の方にも今年度から来ていただいて研修を受けていただいているところがございます。

○河津委員長 よろしいですか。ほかに。はい。

○吉岡委員 大熊町役場環境対策課の吉岡でございます。

本年度の輸送量について確認したいんですが、本年度輸送量15万トンということで計画にはなっておりますけれども、5カ月が経過してまだ2万トンしか運んでいないと。あとの残りの期間で13万トン運ばなければいけないんですが、これが達成できるのか。加速度的に輸送量を増やしてということもあるかと思っておりますけれども、無理に目標にこだわらず、達成できなくてもやむを得ない、翌年度に繰り延べるとか、そのような考えはあるのかどうかお伺いしたいんですが。

○河津委員長 環境省、よろしくお願いします。

○松田調整官 今年度につきましては、既存の工業団地の保管場を活用するということが前半部分であったんですけれども、先ほどもお話がありましたけれども、用地の取得が一部進んできておりますので、その取得した用地の中で保管場整備を今進めているところもでございます。資料でもご説明しました。この中で今年度の輸送量15万を搬入することは確保できるのではないかというふうに考えております。

一方で、保管場を整備しながら輸送をするということで、どうしても後半に輸送量が増えてしまうというところは課題としてありますので、来年度の輸送に向けて保管場の整備というのはできるだけ前倒してやっていきたいなというふうに考えております。

○河津委員長 はい、どうぞ。

○吉岡委員 そうすると、今年はどうしても15万トンは運ぶということですか。

○松田調整官 そのように考えております。

○吉岡委員 ただ、トラックの台数等もありますし、輸送、だんだん厳しくなってくるんじゃないかなと思うんですね。予定しているところからの搬出も思ったよりも進んでないんじゃないかということですので、あまりこだわる必要は、安全を最優先して運んでもらいたいなと私は思います。

○河津委員長 優先順位の一つは何かというのは計画じゃなくて安全性だろうというのは皆さん共通認識だと思うんです。そういう意味で、環境省さんも初めから15万ありきということでいいのかわかるかですね、その辺についてはどうですか。

○松田調整官 もちろん安全最優先でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○河津委員長 やはり安全優先ということは大事でしょうから、その辺はぜひお願いしたいと思っています。

そのほか。石田委員、どうぞ。

○石田（仁）委員 事務局のほうにお願いなんですけれども、前回から今回まで来る間に会議録というのがないものですから、今日確認しようと思ったらわからなかったんですけれども、これは委員のほうに送ってありますか。

それともう1点、国さんのほうにお願いなんですけど、国も人事異動でメンバーが代わったと思いますので、出席者名簿、前も多分話があったと思うんですが、それをお願いしたいと。

この2点だけお願いしたいんですけれども。あくまで要望です。

○河津委員長 議事録に関しては、これはホームページですか。

○事務局 ホームページのほうに公表するというので、各委員に内容をご確認いただいた上でそれでやるようにしています。

○河津委員長 一応各委員に確認はされているんですか。

○事務局 確認のために議事録をお送りしております。

○石田（仁）委員 そうですか。ホームページということですね。会議録ではなくホームページを確認しろという理解でよろしいですね。

○河津委員長 一応公表する前に各委員に確認して、確認後にホームページに掲載するというこ
とでいいんですね。

○事務局 はい。

○河津委員長 出席名簿のほう、ぜひお願いします。

○西村参事官 国の出席者名簿は次回以降、出させていただきたいと思います。

○河津委員長 そこはぜひお願いいたします。

それでは、その他に関して何か各委員のほうからございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に事務局から何か連絡事項等ございましたらお願いします。

○事務局 事務局でございます。

最後に少しでもお時間をいただいて、今年度実施している中間貯蔵施設に係るモニタリング調査事業について、情報提供という形でお話しさせていただきたいと思います。資料につきましては、A4の1枚の一番下にあるペーパーでございます。

まず、本調査事業につきましては、中間貯蔵施設事業の安全性を確認するというようなこと
でございまして、協定書の規定等に基づきまして、中間貯蔵施設の敷地境界や除去土壌等の

保管場における空間線量率、大気浮遊じん、及び地下水、地下水中の放射能濃度の測定を実施するというところで行っております。

資料ですけれども、1番目は今ご説明したところでございますが、2番目が調査項目及び調査地点数ということでございまして、空間線量率につきましては敷地境界、あとは双葉・大熊工区それぞれご覧の数と、あと調査回数は年に2回。大気浮遊じん中の放射能濃度、こちらに関しましては敷地境界2カ所。地下水中の放射能濃度は、双葉工区・大熊工区それぞれの地点で年2回調査をすることとしております。調査地点につきましては、国でもやっておりますので、そちらと同一の形を取らせていただいております。

調査結果につきましてですが、これに関しましては県のホームページに結果が出次第公表するとともに、また、本委員会におきましても報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。何かこれに関してご質問ありますか。はい。

○石田（順）委員 この紙については了解ですけれども、こういったモニタリング計画を出す場合には地点がわかるような図面も併せて出していただけるとありがたいんですが。

○事務局 わかりました。申し訳ございません。

○河津委員長 結果をこの場でも報告するということですので、ぜひそれはちゃんと場所がわかるような形でお願いできればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局 併せて報告したいと思います。

○河津委員長 それでは、これで第5回の環境安全委員会につきましては終わらせていただきます。

最後に一言ご挨拶申し上げます。どうも本当に長時間にわたりまして貴重なご意見、いろいろありがとうございます。今日は安全確保とか環境保全に関する非常に貴重な意見が多かったと思います。そういう意味では、環境省におかれましては今日の意見をぜひこれからの事業のほうに反映させて、地元の理解というものをしっかり得るような形で進めていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以上